# 諮問第66号の答申 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について(案)

本委員会は、諮問第66号による学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について審議 した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

#### I 本調査計画の変更

# 1 承認の適否

総務大臣から諮問のあった平成26年5月12日付け総政企第85号の別添に付す平成26年4月21日付け26文科生第89号により申請された「基幹統計調査の変更について(申請)」(以下「本申請」という。)について審議した結果、以下のとおり、統計法(平成19年法律第53号)第10条各号の要件のいずれにも適合しているため、「学校基本調査」(基幹統計調査)(以下「本調査」という。)の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画を修正する必要がある。

#### 2 理由等

#### (1)調査対象の範囲の変更

本調査の調査対象として、本申請では、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)の改正法(以下「認定こども園法一部改正法」という。)に基づき、平成27年4月の創設が見込まれている就学前教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園(以下「新幼保こども園」という。)を追加する計画である。

これについては、新幼保こども園が、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条第 1 項に規定する「法律の定める学校」の一つに位置付けられるため、調査対象に追加しようとするものであり、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにするという本調査の目的にかなうものであることから、適当である。

#### (2) 調査票「学校調査票(幼保連携型認定こども園)」の新設

新幼保こども園については、他の学校種と同様、学校教育行政に係る基本的事項の把握が 必要であることから、新たな調査票として「学校調査票(幼保連携型認定こども園)」(以 下「こども園票」という。)を新設することとしている。こども園票では、調査事項として、

- ①「3 設置者別」
- ②「4 本園分園別」
- ③ 「5 認可定員」
- ④「6 利用定員」
- ⑤「7 教員数」
- ⑥「8 職員数(本務者のみ)」
- ⑦「9 「7」の本務者のうち休職等教員数(再掲)」
- ⑧「10 「7」及び「8」の本務者のうち産休代替等教職員数(再掲)」

- ⑨「11 学級別年齢別在園者数(1号認定及び2号認定)」
- ⑩「12 年齢別在園者数(3号認定)」
- ① 「13 修了者数」
- の11事項を設定することとしている。

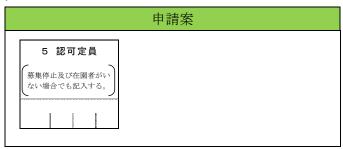
このうち、①、②、⑨及び⑩の事項については、学校教育を提供する基本的な事項等として、当該施設の設置者の種別、本園・分園の別、教育又は保育の対象なる園児数を把握するために設けるものであり、これらにより得られるデータは、新幼保こども園に関する設置主体等別の各種分析や新幼保こども園における就学前教育及び保育サービスの提供状況の実態把握等の上で有用なものと認められることから、当該調査事項の設定は適当である。

一方、残りの事項に関する審議結果は、以下のとおりである。

#### ア 「5 認可定員」及び「6 利用定員」

こども園票の調査事項の一つとして、本申請では、表1及び表2のとおり、新幼保こども園の認可定員及び利用定員に関する調査事項を設ける計画である。

表 1



#### 表 2



これらのうち、認可定員については、都道府県知事など新幼保こども園の設置認可権者による認可上、受入れ可能な園児数の上限を把握するため、また、利用定員については、新幼保こども園の所在市町村が、当該こども園に対し財政支援措置として施設型給付費を支給するに当たり、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき子どもの区分(年齢及び保育の必要性の有無により1号認定から3号認定までの3区分)ごとに定める定員(支給対象園児数)を把握するために設けるものである。

これらにより得られるデータは、就学前教育及び保育サービスの需給関係を分析するに 当たり、新幼保こども園が、認可基準等を踏まえ供給可能なサービス量として利用される ものであることから、当該調査事項の設定はおおむね適当である。

ただし、認可定員については、新幼保こども園全体の定員とされているが、子どもの区分別の園児数により必要な教員数等も異なってくることから、就学前教育及び保育サービスの需給関係のより適切な分析を行うため、表3のとおり、利用定員と同様、子どもの区

分別の把握が可能となるよう修正する必要があることを指摘する。

#### 表3

申請案(再掲)	統計委員会修正案	
5 認可定員  募集停止及び在園者がいない場合でも記入する。	区 分   教育標準時間認定   (1 号認定)   満3歳以上・保育   認定 (2 号認定)   認定 (3 号認定)   計   認定 (3 号認定)	
はい場合でも記入する。	5 認可定員	

#### イ 「7 教員数」

こども園票の調査事項の一つとして、本申請では、表4のとおり、新幼保こども園の職種別教員数に関する調査事項を設ける計画である。

# 表 4

															F	申請第	Ř															
													7		教		員			娄	ţ											
男						本	務	者	(付	:職:	者等	<b>手を</b>	含む。	)							兼	務	Ŧ	雪 (	(休)	職者	等:	を を 修	ネく	。)		
女	園	副	教	主	指	保		主		養	主	栄	講	へそ		補教	園	副	教	主	指					養	主	栄	講	~ ÷		補教
				幹 保		育	保	春	19天	護	幹 栄	養		教の心他		育		_		幹 保	導 保	育	保	幹養	護	嗖	幹 栄	養		教 の 他		育
別		園		育 教	育	教	育教	護	教	助教	養	教		諭の等教	計	助・保		園		育	育 教	#44	育 教	護	±4.	助	養	教		論の等教		助・ 保
	長	長			教諭	諭		教諭			170	諭	師	) 員		員育	長	長	頭								~	諭	1	一貫		員育
男																															9	
女						l																								**************		

これについては、他の学校種に係る学校調査票と同様、学校教育を提供する施設に係る 基本的事項として、認定こども園法一部改正法により新幼保こども園の必置職員とされて いる職種等の区分別に教員数を把握するために設けるものである。

これにより得られるデータは、新幼保こども園における人的体制の実態把握・分析の上で有用なものと認められることから、当該調査事項の設定はおおむね適当である。

ただし、保育士については、本調査事項の調査対象とされておらず、次の調査事項である「8 職員数」において常勤者のみが調査対象とされている。しかし、新幼保こども園による保育の提供に当たっては、近年の保育ニーズの増加に対応するため、短時間勤務の非常勤保育士を雇用するケースが多いものと考えられるため、表5のとおり、保育士を本調査事項の調査対象教員の一つに位置付け、かつ非常勤保育士の把握が可能となるよう職種区分を修正する必要があることを指摘する。

表 5

														E	申請	案	(再	Ī撂	)												
												7			教		ļ	į		娄	女										
男					本	務	者	· (†	大職	者等	を言	含む。	)		•••••						兼	務	者	(休	職者	*	を除	全く。	)		
女別		副園園長	幹保育教	導保育教	保育教諭	保育教	幹養護教	護教	護助教		養教	講師	計論	の也の教	計		育	遠		幹保育教	導保育教	纵	呆 育 教	企 髪 蒦 数	護助教	幹栄養教	養教		(教諭等)	計	補助員
男																															
女																															
														統	計多	員	会	修正	E案	±											
												7	数	苔		保	苔	職	ļ	1 4	数										
男					本 :	務	者	(休	職	者等	を含	it.		.,			 	-12			~ E 犭	答 .	者	(休耶	哉者	等を	:除	< 。	)		
女		副園	幹保育教	導保育教	保育教諭	保育教	幹養護教	護教	護助教	-1ME	<b>菱</b>	講師	計	誵	保育	育 助・ 保		園	卓化市	全 保 育 数	享 育 女	助保育教諭	幹養護教	護教教	<b>姜</b> 力 女 孝 栄養 老	全養 教	:	nti-	+	俞育	<ul><li>補 助 員</li></ul>
別	長	反				+	1																								
別男		反			ı																										

# ウ 「8 職員数」

こども園票の調査事項の一つとして、本申請では、表6のとおり、新幼保こども園の職種別職員数に関する調査事項を設ける計画である。

表 6

							申請	案	
						員数 のみ)			
男	事	_	養	保	調	_			
女	務	看護	護	育	理	用務員・地	計		
別	職	師等	職	T.	4	警備員等 の職員	п		
	員	_	員	土	員	~			
男									
女									

これについては、他の学校種に係る学校調査票と同様、学校教育を提供する施設に係る

基本的事項として、認定こども園法一部改正法により新幼保こども園に置くことができることとされている職種等の区分別に職員数を把握するために設けるものである。

これにより得られるデータは、新幼保こども園における人的体制の実態把握・分析の上で有用なものと認められることから、当該調査事項の設定はおおむね適当である。

ただし、保育士については、前述イのとおり、「7 教員数」において調査対象教員の一つに位置付けることとし、表7のとおり、本調査事項の調査対象職員から削除する必要があることを指摘する。

また、本調査事項の調査対象職員については、常勤職員(本務者)のみとされているが、 人材確保上の事情や業務の性質上の理由から、非常勤職員を雇用して対応するケースが多いものと考えられるため、できるだけ早期に、非常勤職員を把握する必要がある(後述3-(1)参照)。

#### 表 7

申請案	統計委員会修正案
8 職員数 (本務者のみ)  男 女 別 職 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	8 その他の職員数 (本務者のみ)     保育士は 「7 教育・保育職員数」 (4ページ表5参照)にて 把握       男 務 職 理 警備員等 ( ) 員 員 目 第 他     計 地握

#### エ 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等教職員数」

こども園票の調査事項の一つとして、本申請では、表8及び表9のとおり、新幼保こど も園の休職等職員数及び産休代替等教職員数に関する調査事項を設ける計画である。

表8

							申	請案				
9							<b>の</b> (再	<b>うち</b> 掲)				
國長 主幹( 保		女諭 🕯	<b>阜・</b>	養	護助	対論 教諭 教諭						
Þ	ト職		育	1	木崩	ŧ	育					
職務上の	結	そ	児	職務上の	結	そ	児	計				
の負傷疾		の	休	の負傷疾		の	休					
病	核	他	業	病	核	他	業					

表 9

					申詞	請
10				)本務者 戦員数	香 <b>のうち</b> (再掲)	
	休代替		育児 代替			
敗 偷 等 • 呆 育 敗 偷 等副 園 長 等 • 主 幹 保 育		事務職員等	論園 等長・等	助教諭・栄養教諭養護教諭・養護	#H	

これらについては、疾病等により休職している教員や産休者の代替教職員を調査し、新 幼保こども園における人的資源をより正確に把握するために設けるものである。

これらにより得られるデータは、新幼保こども園における人的体制の実態把握・分析の上で有用なものと認められることから、当該調査事項の設定はおおむね適当である。

ただし、「休職等職員数」については、近年の少子高齢化等の進展を踏まえ、できるだけ早期に、休職等理由区分に関し独立した区分としての「結核」の削除や「介護休暇」の追加等の見直しを行うとともに、休職等教員数を男女別に把握する必要がある(後述3-(2)参照)。

#### 才 「13 修了者数」

こども園票の調査事項の一つとして、本申請では、表 10 のとおり、新幼保こども園の 修了者数に関する調査事項を設ける計画である。

表 10

		申請案	
	修了者数 \$27年3月修了	'者)	
男	女	計	
000000000	200000000000000000000000000000000000000		

これについては、新幼保こども園を修了した園児数を把握するために設けるものであり、 これにより得られるデータは、新幼保こども園における就学前教育サービスの提供状況の 実態を把握する上で有用なものと認められることから、おおむね適当である。

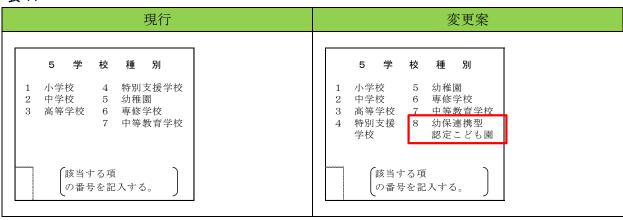
ただし、平成 27 年3月修了者については、新幼保こども園の前身の施設においての修 了者となり、前身の施設が幼稚園であった場合にのみ、その修了者が対象となるが、新幼 保こども園の前身施設が必ずしも幼稚園とは限らず、報告者の混乱を招くおそれがある。 このため、平成 27 年度の本調査において、新幼保こども園の前身の施設が幼稚園である 場合の平成 27 年3月修了者については、別途、本調査の「学校調査票(幼稚園)」で把 握することとし、本調査事項については、該当者に関する記載(平成 27 年 3 月修了者) を削除した上で平成 28 年度の本調査から使用することとするよう変更する必要があることを指摘する。

## (3) 調査事項の主な変更

#### ア 学校施設調査票(高等学校等)

調査対象学校施設の学校種別等に係る調査事項について、本申請では、表 11 のとおり「5 学校種別」の選択肢に「8 幼保連携型認定こども園」を追加し、また、表 12 のとおり「7 私立幼稚園の設置者種別」の調査事項名を「7 私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別」に変更するとともに、選択肢に「2 社会福祉法人立」を追加する計画である。

#### 表 11



#### 表 12



これらについては、新幼保こども園について、他の学校種と同様、学校教育を提供する施設に係る基本的事項として施設の概要を把握するため、「学校施設調査票(高等学校等)」の調査対象とすることとし、それに伴いフェース事項の変更を行うものである。

これらにより得られるデータは、新幼保こども園の施設の実態把握や当該施設について の幼稚園や保育所のものとの比較分析に有用なものと認められることから、当該変更は適 当である。

# イ 学校調査票 (大学) 学部学生内訳票

大学学部等への入学者数に係る調査事項について、本申請では表 13 及び表 14 のとおり「高等学校卒業年度別入学者数」等を削除し、これに代わり「年齢別入学者数」を追加するとともに、表 15 のとおり、「5 学科別学生数」欄に「入学志願者数」を追加する計画である。

#### 表 13

				現行						
高等学校 9 卒業年度		3月高校卒		3月高校卒		3月高校卒		月高校卒		月以前高校卒
<b>入</b> 学 入学志願者 1	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
次     数       J       入 学 者 数 2										
				変更案						
(削除)										

#### 表 14

						Ę	見行	Î														
(新規)																						
						変	更	案														
9 年齡別入学者数		歳 下 18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 60歳	61歳 以上	計	
(8の再掲) (注)5月1日現在の年齢とする。	男 1 女 2		1 1		1 1	1 1		ı			1						-	-	1			

# 表 15

				現行					
高等学校 9		3月高校卒		3月高校卒		3月高校卒			平成 年3月以前高校卒
入	男	女	男	女	男	女	男	女	男 女
大学志願者 1					111	1 1 1	1 1 1	1 1 1	
八 学 者 数 2									
				変更第	Ŕ				
5 学科別学	生数 符	月 月 男 月 男 月 男 月 月 日 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	女	略	6 年次 男 女	男	女	7 <b>入学志願者</b> 男 女	
	学科	1 1 1 1 1				1 1 1 1	1 1 1 1		1, 1, 1, 1, 1, 1

これらのうち、「高等学校卒業年度別入学者数」等の削除及び「年齢別入学者数」の追加については、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、人材力の強化方策として「社会人の学び直しの推進」が重要課題の一つとして位置付けられたことから、社会人学生の実態を把握するため、大学学部等への入学者数の把握に当たり、高等学校卒業年度別から年齢別に変更するものである。

これにより得られるデータは、今後の社会人の学び直しの推進方策に関する検討に資するものと認められることから、当該削除等はおおむね適当である。

ただし、「年齢別入学者数」の年齢階級区分のうち「55歳~60歳」及び「61歳以上」については、近年の急速な高齢化の進行や生涯学習の推進等の点を踏まえ、できるだけ早期に、「55歳~59歳」、「60歳~64歳」及び「65歳以上」との形で、当該区分の修正及び上限の引上げを行う必要がある(後述3-(3)参照)。

また、「5 学科別学生数」欄への「入学志願者数」の追加については、現在、経済協力開発機構(以下「OECD」という。)では、加盟各国が経済発展に効果的な高等教育の提供方策を検討するに当たり参考となる指標の開発を検討しており、平成27年後半に、当該開発に必要な加盟各国における高等教育の需給バランス(入学志願者数と入学定員との関係)に関する調査を行う予定であることから、当該調査への対応等のため追加するものである。

これについては、高等教育の提供方策に関する国際比較に寄与するものと認められること等から、当該追加は適当である。

## ウ 卒業後の状況調査票(高等学校 全日制・定時制)等

中等教育学校及び高等学校の卒業者の就職状況に係る調査事項について、本申請では、表 16 のとおり、「状況別卒業者数」の「就職者」を「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」に分割する計画である。

表 16

						現行				
	9		状 況	別卒	業者	<b>数</b> (平成 4	年3月の本科卒業者。専	攻科,別科及び通信課	程の修了者は除く。)	
学科名 上記「ブリで〇で 関ルだ学科名又 は記入した学科 名を記入する。	学科番号	課 男 大学(学部)	期本 大科	学・短期大	学者 高 等 学 校 ( 別 科 )	等 所 支 报 等 修 学 保 等 修 学	本     本       大     株       大     株       大     株       大     株       大     株       大     株       大     株       大     株       大     大       大     株       大     大       大<	B く な カ の	<ul><li>不 詳 計</li><li></li></ul>	(再掲) 左記A, B, C, Dのうち就職している者 ABCののののううううちちちちちちち
B 75	0 1 0 1 0 0	男女					a f			b c d e
171	012101 1 1									
171						変更案				
171	9		状 況		業者養		本科卒業者。専攻科、別科		ik<.)	
学科名 比較「ファマのマ 風人だ学科名又 起文となる学科 あるを記入してきる。	9 選挙	男 大学	A 大学 6 if f s f if f	等	高(普高等	数 (平成27年3月のオ B C 専修学校(一) 事 (連 課程)等入学 等 (等 ) を 修 軟 種 学 学程 学 学 程 学 学 程	接 D E 就職者 (左記AB,CDを除った) (左記AB,CDを除った) (左正 英 国 国 の職員等 下を) (本 東 第 第 年 ) (本 東 東 日 ) (本 東 東 田 ) (本 東 東 田 ) (本 東 東 田 ) (本	「	は除く。) G 日 日 計 幹	(再 掲) 左記A、B、C、Dのうち就職 している者 足 思 で の のな 職 側 番目
学科名 と思り、こので あんど手を入る は起入した学科 あんどかん ストライル おんしん アイル・ストライル はな入した 学科	9 選挙	男 大学 学部	A 大 大	等	高等学师 女科 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安 安	数 (平成27年3月の A B C 専修学校(一) 専 (	校 者 B D E 就職者 E 放職者 E 放職者 E 放職者 E 放職者 E 放 E 放 E 放 E 放 E 放 E 放 E 放 E 放 E 放 E	「	G H	左記A, B, C, Dのうち就職 している者 正 足規 切っ のな 職 職い

これについては、近年の非正規雇用者の増加を踏まえ、若年雇用者の就業形態を正規・ 非正規別に把握するために変更するものである。

これにより得られるデータは、今後の若年者雇用対策の検討に資するものと認められる ことから、当該変更は適当である(後述(6)参照)。

#### (4)調査方法の変更

調査計画における「13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)」中の「報告を求める期間」の変更」に関する規定について、本申請では、削除する計画である。

当該規定は、岩手県、宮城県及び福島県(以下「東北3県」という。) について、平成23

年の東日本大震災の被害が甚大であったことに鑑み、平成 23 年の本調査の実施時に、東北 3 県における初等中等教育機関(小学校等)の長を報告者とする調査票(「学校調査票(小学校)」等)の提出期日を、「8月1日以降から10月31日までの間で県知事又は市町村長が定める期日」と、他の都道府県の場合(調査期日以降から6月25日までの間で都道府県知事又は市町村長が定める期日)より遅い時期に変更するため設けたものである。

しかしながら、現在は、東北3県においても他の都道府県と同様の日程で本調査を実施することが可能となったため当該規定を削除するものであり、東日本大震災の影響が学校基本調査の実施に当たっては、解消されたことによる変更であることから、適当である。

## (5)集計事項の変更

#### ア こども園票の新設等に伴う変更

今回、文部科学省は、こども園票の新設及び既存調査票の調査事項の変更に伴い、関連 する集計事項の追加・変更を行う計画である。

これについては、新たに創設される新幼保こども園の人的体制や教育等サービスの実施状況等の実態が把握され、幼稚園など他の学校種との比較分析を行うこと等により、学校教育行政等に資するものと認められることから適当である。

#### イ 地方公共団体の行政ニーズに対応した集計表の作成に伴う変更

今回、文部科学省は、現在、「学校調査票(小学校)」及び「同(中学校)」による調査 結果に基づき、全国及び都道府県別表章による作成している①教務主任等の人数、②産休 代替教員数等、③単式学級児童数、④複式学級児童数、⑤特別支援学級児童数に係る集計 票について、新たに市町村別表章によるものを作成することを計画している。

これについては、①地方公共団体において、教員体制の充実や学級編成の見直し等のため、上記事項の市町村別表章による集計表に対する行政ニーズが非常に強く、その作成・提供は地方公共団体における学校行政に寄与するものと認められること、②市町村別表章による集計表を作成した際、報告者(学校)が所在する市町村の人口規模が小さなこと等から報告者(学校)が特定され、当該学校の在学者等に不利益がある場合には、必要な秘匿措置を講じることとしていることから、適当である。

# (6) 平成 24 年度調査の実施に係る調査計画の変更(軽微変更) 時の「今後の課題」への対応 状況について

本調査については、平成 24 年度調査の実施に係る調査計画の変更(軽微変更)に係る総務省の承認時(平成 23 年 7 月 11 日承認)において、近年の企業間競争の激化や就労意識の多様化等に伴い非正規雇用者が増加していることを踏まえ、若年者雇用対策の検討に資するデータを得る必要性が高いと判断されたことから、中学校、中等教育学校及び高等学校の卒業者の就業形態を正規・非正規別に把握することが「今後の課題」として指摘されている。これを踏まえ、文部科学省は、当該課題への対応を検討した結果、中等教育学校及び高等学校の卒業者については、今回、前述(3)-ウのとおり、「卒業後の状況調査票(高等学校 全日制・定時制)」等の中の「就職者」を「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」に分割し、その就業形態を正規・非正規別に把握することとしており、総務省の承認時の指摘への対応として一定程度評価できる。

一方、中学校の卒業者については、このうち就職した者が極めて少ないこと等から、本調 査において、就職者の正規・非正規別の把握は行わないこととしており、必ずしも十分な対 応となっていない。

これについては、若年者雇用対策が重要な課題になっていること等を踏まえると、学校卒業後の就業形態のより詳細な把握は、卒業した学校種や該当者数の多寡にかかわらず非常に重要であると考えられるため、できるだけ早期に、本調査において、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行う必要がある(後述3-(4)関連)。

# 3 今後の課題

## (1) こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について

こども園票の「職員数」において調査対象とする職員(事務職員、養護職員、警備員等) については、常勤職員(本務者)のみとされている。

しかしながら、新幼保こども園においては、人材確保上の事情から非常勤で雇用される事務職員や、業務の性格上、必要な時期・時間が限定されているため非常勤で雇用される看護士などの非常勤職員が多く雇用され、こうした非常勤職員は新幼保こども園の運営に大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、文部科学省は、新幼保こども園全体の人的リソースの的確な把握の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成 30 年度の本調査(以下「平成 30 年度調査」という。)を目途として、非常勤職員を把握する必要がある。

## (2) 「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直しについて

こども園票において把握する「休職等教員数」については、休職等理由区分が「職務上の 負傷疾病」、「結核」、「その他」及び「育児休業」となっており、また把握単位も男女を 合計した人数とされている。

しかしながら、休職等理由区分については、独立した区分となっている「結核」の場合、近年、教員の罹患者が毎年数人程度と極めて少ない一方、高齢化の進行とともに増加していると考えられる「介護休業」は、独立した区分が設けられていない。また、ワーク・ライフ・バランスの政策的・社会的重要性を踏まえると、休職等教員数の男女別人数は基本的かつ重要な情報であると考えられる。

このため、文部科学省は、少子高齢化等の進展への対応の観点から、他の学校種の調査票における関連調査事項との整合性等も勘案しつつ、遅くとも平成30年度調査を目途として、休職等理由区分について、独立した区分の「結核」を削除することや「介護休業」を追加することなど当該区分の見直しを行うとともに、休職等教員数を男女別に把握する必要がある。

#### (3) 「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について

今回、社会人学生の実態把握を目的として、学校調査票学部学生内訳票等に追加される「年齢別入学者数」における年齢階級区分については、55歳以上の場合、「55歳~60歳」及び「61歳以上」とされている。

しかしながら、年齢階級区分については、各種統計上、5歳階級でくくるのが一般的であるが、本調査の場合「55歳~60歳」のみが6歳階級でくくられている。また、近年、高齢

化が急速に進行していることや政策的に生涯学習が推進されていることから、高齢の社会人 学生が増加しつつあり、その傾向は今後、ますます強まるものと考えられる。

このため、文部科学省は、他統計との比較の確保や高齢化の進行等への対応の観点から、遅くとも平成 29 年度調査を目途として、「55 歳~60 歳」を、「55~59 歳」と 5 歳階級へ変 更するとともに、「61 歳以上」を「60~64 歳」及び「65 歳以上」へと上限の引上げを行う 必要がある。

# (4) 中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について

本調査においては、労働市場に労働者を供給する中学校以上の各学校種のうち、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校については、平成24年度調査から卒業者の就業形態に関する正規・非正規別の把握が行われており、さらに、今回の変更により、中等教育学校及び高等学校についても、平成27年度調査から当該把握が行われることとされている一方、中学校については、卒業者のうち就職した者が極めて少ないこと等から、当該把握が行われることとされていない。

しかしながら、①近年、特に若年層において労働者に占める非正規労働者の比率が大きく 上昇しており、学卒者が初職で正規労働者として円滑に就職できるよう支援することが重要 な課題となっていること、②低学歴者ほど正規労働者に就職できる比率が低く当該支援の必 要性が高いこと等を踏まえると、学校卒業後の就業形態が正規職員か非正規職員かといった 実態は、卒業した学校種や該当者数の多寡にかかわらず重要な情報であると考えられる。

このため、文部科学省は、若年者雇用対策の検討に必要なデータの把握の観点から、遅く とも平成 29 年度調査を目途として、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行 う必要がある。

#### (5) 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係について

新幼保こども園は、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であることから、関係 法令上、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しているため、平成 27 年度以降、本 調査の他に、厚生労働省が毎年実施している社会福祉施設等調査(一般統計調査)において も調査対象となる予定である。

両調査については、調査目的や調査期日(本調査は5月1日現在、社会福祉施設等調査は10月1日現在)が異なるものの、調査事項は、本調査では新幼保こども園全体に関する事項である一方、社会福祉施設等調査では保育関連部分に関する事項となっていることから、両調査に関連する調査事項の役割分担の明確化等の調整措置を通じて、調査実施の効率化及び報告者負担の軽減を図る余地があるものと考えられる。

しかしながら、両調査における調査事項については、教育及び保育行政上の当面の施策(待機児童解消のための保育士の確保等)の推進及び制度改正前後の実態把握を含む調査結果の時系列データが必要であること等から、直ちに当該調整措置が講じられないことはやむを得ない。

このため、文部科学省は、厚生労働省と連携しつつ、調査実施の効率化及び報告者負担の 軽減の観点から、両調査の時系列データが一定程度蓄積される平成 32 年度調査を目途とし て、当該調整措置を実施する必要がある。

#### Ⅱ 学校基本調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)

#### 1 承認の適否

総務大臣から諮問された学校基本調査の指定の変更(名称の変更)について審査した結果、 以下の理由から、指定を変更して差し支えない。

## 2 理由等

「学校基本調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、統計法では統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

新たな基幹統計の名称については、「統計」と「統計調査」を区分する考え方を徹底する観点から、「調査」という用語を含めることは適当でないことを勘案し、また、法の考え方に基づき基幹統計の名称を変更した過去の例も踏まえ、「学校基本統計」とすることが適当である。

#### 第 51 回人口·社会統計部会結果概要

- **1** 日 時 平成 26 年 6 月 9 日 (月) 15:00~17:20
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
  - (部 会 長) 白波瀬 佐和子
  - (委員) 黒澤 昌子、津谷 典子
  - (専門委員) 池本 美香、井上 正、宮里 暁美
  - (審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈 川県
  - (調査実施者) 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室:柳澤室長ほか
  - (審議協力者) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・社会保健統計課:稼農社会統計室 長ほか
  - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室:伊藤室長、廣瀬調査官ほか 総務省政策統括官付統計審査官室:山田統計審査官、金子調査官ほか
- 4 議 題 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について
- 5 概要

①前回部会審議において整理、報告等が求められた事項、②調査事項の変更、③平成24年調査の実施に係る調査計画の変更(軽微変更)時の「今後の課題」への対応状況について、審査メモ等に沿って審議が行われた結果、一部の調査事項等について、文部科学省において整理し、その結果を次回部会において報告することとなった。

委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

#### (1) 前回部会審議において整理、報告等が求められた事項について

# ア 「5 認可定員」及び「6 利用定員」

- ・ 認可定員は園児の区分ごとに決められるものなのか。
  - → 園児の区分ごとに決められると思われるが、全ての認可について区分が決められる かは不明である。認可定員を園児の区分別に把握することについては、都道府県にお ける認可定員の設定状況を確認した上で、今後、把握する方向で検討していくことと したい。
- ・ 認可定員は、政策上、保育及び教育サービスの需給関係を分析するに当たり、供給可能なサービスの枠に該当するものであり、適切な把握が重要であることから、今後、是非、園児の区分別の把握を行ってもらいたい。
- ⇒ 今回の改正では、文部科学省案のとおり、新幼保こども園全体のみの認可定員の把握 を認めるものの、今後、認可定員について、園児の区分別の把握を検討することが必要 とされた。

#### イ 「7 教員数」

・ 今回、文部科学省から提示された、短時間勤務の非常勤保育士の把握を目的に当該保 育士を一般職員ではなく教育・保育職員の一つに位置づける調査票の修正案は、保育の 現場の実態に合ったものであり適当なものと考える。

#### ⇒ 文部科学省の修正案で了承された。

#### ウ 「8 職員数」

- ・ 保育の現場では非常勤職員の方が多いと思うが、その把握は難しいとの判断か。そう だとすると、調理士や看護師などの非常勤職員が完全に把握されないことになる。
  - → 事務職員等については、他の学校種と同じような形で、常勤職員のみを把握することとしたいと考えている。
- ・ 常勤職員のみの把握とした最大の理由は、他の学校種に係る調査票と同じものにする ためか。
  - → 事務職員等については、多様な形態があるため、以前から常勤職員しか把握してこなかった経緯がある。
- 教員以外の非常勤職員を把握する方法は他にないのか。
  - ← 業務報告により、非常勤職員(教員以外)を調べたものはある。当該報告の対象は、 現在のところ公立の小中学校のみであるが、今後、新幼保こども園についても報告対 象に加えることを検討したい。
- ・ 業務報告により把握した非常勤事務職員のデータについて、最近5年分を提示してい ただきたい。
- ・ 新幼保こども園の運営に当たり、事務、園児の健康管理、警備等の面で、非常勤職員 も重要な役割を果たすものと考えられることから、非常勤職員の把握を検討してもらい たい。
- ⇒ 今回の改正では、文部科学省案のとおり、事務職員等の把握は常勤職員のみとすることを認めるが、今後、非常勤職員の把握を検討することが必要とされた。

#### エ 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等職員数」

- ・ 文部科学省は、休職等理由区分の見直し等を検討したいと回答しているが、検討結果 の結論を得る時期についてはどのように考えているか。
  - ← 社会情勢の変化を踏まえ、なるべく早い時期に結論を出すこととしたい。
- ・ 近年、結核を理由に休職した教員は極めて少ない一方、介護休業等休職理由として増 えていると考えられる事項の追加については、今後の状況を踏まえて検討としているの はバランスが悪いのではないか。
- ・ 「結核」については、本調査の始まった 60 年前であれば休職理由として大変多かった ものと思われるが、現在ではほとんど皆無に近い状況であることから、休職理由の「そ の他」に含めても特に問題がないものと考える。また、「結核」を「その他」に含めるこ ととすれば、調査票のスペース上、休職理由の一つとして政策的に重要な「介護休業」 を追加することも可能となる。
  - → 「結核」による休職については、教育公務員特例法において給与が全額支給される 等の特別な取扱いが規定されている。一方、「介護休業」による休職については、地方 公務員の場合、一般的には特別休暇で対応しており、自治体によって取扱いが様々で あるため、休職等理由に「介護休業」を追加するに当たっては、引き続き法制的な観 点からの検討も必要である。

- ・ 教員の中に結核の感染者が発生することは教育行政上、大きな問題であることから、 感染者の発生の有無は市町村において当然に把握されているのではないか。したがって、 結核による休職者の状況については、市町村を対象とした行政報告でも把握可能と考え られ、本調査の中で調査する必要性は低いのではないか。
- ・ 介護休業の取得状況や休職等教員数の男女別人数は、ワークライフバランスを考える 上で基本的な情報であり、こうした情報を公的統計の中でも中心的な統計で把握しない ことは、その在り方として疑問がある。休職等理由区分への「介護休業」の追加等が困 難であるとすれば、その理由についてもう少し納得できる説明をしてもらいたい。

# ⇒ 文部科学省において、休職等理由区分等の変更の可否について、また、変更できない 場合はその理由について、次回部会において報告することとなった。

#### オ 「11 学級別年齢別在園者数(1号認定及び2号認定)」、「13 修了者数」及び「その他」

- ・ 「13 修了者数」について、当初の旧幼稚園の修了者数のみを記入し保育所の修了者 がカウントされないという取扱いには不一致を感じたが、今回、旧幼稚園の平成26年度 末修了者(平成27年3月末修了者)数は、「学校調査票(幼稚園)」票で把握することと し、こども園票では調査しないよう変更するとのことなので、適当と考える。
- ・ 「13 修了者数」については、平成 26 年度末修了者(平成 27 年 3 月末修了者)については記入せず、平成 27 年度末修了者(平成 28 年 3 月末修了者)から記入することになることに関し、報告者の誤解を招くことのないよう十分な説明が必要である。
- ⇒ 「13 修了者数」の記入方法について、報告者が記入を間違えることのないように「調査の手引き」等で十分な説明を行うことで了承された。

#### (2)調査事項の変更について

#### ア 「学校調査票(大学)学部学生内訳票」の「ア 年齢別入学者数の追加等」

- ・ 「年齢別入学者数」の年齢区分については、その上限が「61 歳以上」とされている。 しかし、近年、政策的に生涯学習が推進されており、高齢の入学者は今後増加するもの と考えられる。また、人口学上、65 歳以上が老年人口であることから、人口統計では年 齢区分の上限が「65 歳以上」とされている例が多いことも踏まえると、当該上限の引き 上げを行うことが適当であると考える。
- ← 御指摘はもっともと思うが、既存の大学院への年齢別入学数における年齢区分との整合性の確保等の問題もあることから、本事項の年齢区分の変更は平成29年度調査から実施することとしたい。
- ・ 最近、勤務先の大学でも70歳の男性が入学した例があるが、そのような者は極めて少数であり、実際に年金生活をしながら授業料を払って入学する者がどれだけいるのか疑問がある。形式的には年齢区分を細かく設けてもいいかもしれないが、高齢者の入学実態を十分に踏まえる必要があると考える。
- ・ 本事項の年齢区分については、今後、大学院のものと合わせて、5歳刻みで65歳以上を上限とするよう見直していただきたい。今回、「55歳-60歳」及び「61歳以上」を「55歳-59歳」及び「60歳以上」に変えれば29年調査で変更する場合も「60歳以上」の区分の分割となり時系列的につながりやすい。項目の内容を変えるだけであり難しいとは思

えない。できないのであれば説得力のある理由がほしい。

- ⇒ 「年齢別入学者数」の年齢区分については、引き続き次回部会で審議することとなっ た。
- イ 「学校調査票(大学)学部学生内訳票」の「イ 留学生の入学者数の追加」
  - ・ 留学生の定義は単位を取得しているといったことか。初めての調査事項であることか ら定義は明確にしておいた方が良い。
  - ← 学校基本調査における「留学生」は、学生として単位を与えるカテゴリーとしている。
  - ⇒ 留学生の入学者数の追加については適当とされた。
- ウ 「学校経費調査票 A」の「ア 学校独自の収入の選択肢の追加」 特段の意見なく了承
- エ 「学校経費調査票 A」の「イ 公立学校の補助金の内訳区分の追加」 特段の意見なく了承
- オ 「(4) 卒業後の状況調査票高等学校 全日制・定時制)等」 (後述(3)参照)
- カ 「(5) 卒業後の状況調査票(特別支援学校 中学部)等」 特段の意見なく了承
- (3)「6 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更(軽微変更)時の「今後の課題」への対応状況」
  - ・ 高等学校卒業生等の就職者の正規・非正規別の把握に当たっては、正確な情報が得られるよう努めていただきたい。

また、中学校卒業生の就職者の正規・非正規の把握については、別途、アンケート調査の実施を検討するとのことだが、アンケート調査の実施は、本調査での把握よりもコストがかかるのではないか。

- ← アンケート調査の実施方法によるが、特に多額の費用を要することはないのではないかと考えている。
- ・ 「各学校種の中で中学校のみ、その卒業生の就職者について、報告者負担等を理由に 正規・非正規別の調査を行わないということは理解し難い。その実施に多額の費用を要 しないのであれば、当該調査を実施すべきではないか。
- ⇒ 中学校卒業者の就職者を正規・非正規に把握しないことについては、今回の議論を踏 まえ文部科学省において検討の上、次回部会で報告することとなった。
- 6 次回予定

次回部会は、平成 26 年 6 月 27 日 (金) 10 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

#### 第53回人口·社会統計部会結果概要

- **1** 日 時 平成 26 年 6 月 27 日 (金) 10:00~12:20
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
  - (部 会 長) 白波瀬 佐和子
  - (委員) 黒澤 昌子、津谷 典子
  - (専門委員) 井上 正、宮里 暁美
  - (審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈 川県
  - (調査実施者) 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室:柳澤室長ほか
  - (審議協力者) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・社会保健統計課:稼農社会統計室 長ほか
  - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室:廣瀬調査官 総務省政策統括官付統計審査官室:山田統計審査官、金子調査官ほか
- 4 議 題 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について
- 5 概要

「前回部会審議において整理、報告等が求められた事項」について審議が行われた後、「集計事項の変更」、「東日本大震災の影響に伴う東北3県の調査票提出期限に係る規定の削除」、「基幹統計の指定の変更(名称の変更)」について、審査メモ等に沿って審議が行われ、おおむね了承された。その後、答申案についての審議が行われたが、次回継続審議となった。

委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

## (1) 前回部会審議において整理、報告等が求められた事項について

#### ア 「8 職員数」

- ・ 学校基本調査は毎年実施しているものであるのに対し、総務省による「地方公共団体の臨時・非常勤職員に関する調査」は3~4年周期の調査であるため、非常勤職員数の時系列変化の把握に当たり、総務省の調査を学校基本調査の代替として使用することは難しい。
- 職員の勤務体系がかなり複雑化しているので、非常勤職員の実態把握は重要である。

#### イ 「9 休職等教員数」及び「10 産休代替等職員数」

- ・ 休職等利用区分の一つとされている「結核」については、それを理由とする休職に関し法律上、特別の取扱いが規定されている等のことがあったとしても、教員の罹患者が極めて少ないのであれば、学校基本調査で把握する必要性は低い。一方、「介護休業」については、本年の「経済財政運営と改革の基本方針 2014」でも重点課題として取り上げられている女性の就業に関係する重要な部分であるため、休職等利用区分への追加に関し是非前向きな対応をお願いしたい。
- ・ 介護休業等の休職者数については、厚生労働省の調査実績などもあるので、これらを 参考としつつ、休職等利用区分への「介護休業」の追加を前向きに取り組んでもらいた い。

・ 学校基本調査の場合、大きな大学になると 100 枚以上の調査票に回答する必要があり、 事務負担が非常に大きい。したがって、その調査事項については、国の施策の企画立案 等のために必要であり、かつ調査結果の利用目的が明確なものに限定してもらいたい。

#### ウ 「学校調査票(大学)学部学生内訳票」

- ・ 年齢別入学者数の「年齢階級区分」について、54歳までは5歳階級でくくられている のに対し、「55歳~60歳」の部分だけ6歳階級となっているのは不適切であり、他の公 的統計との整合性の確保の観点からも、当該部分を5歳階級に修正していただきたい。 また、年齢階級区分の上限についても、本調査の有用性に大きく影響してくるので、他 の公的統計でどのように設定されているかを確認し十分検討した上で設定すべきである。
- ・ 年齢階級区分については、大学院の年齢別入学者に係るものに合わせて当面申請案の もので実施し、2~3年後に見直しを行うとのことだが、学部学生は大学院学生に比べ 人数がはるかに多いため、報告者に不要な負担を課すことを避ける意味でも、大学院に 先駆けて当初から適切な区分で調査を実施すべきである。
- ・ 年齢階級区分の変更については、当該変更により過去のデータとの整合性に支障を生じることがないかが心配である。また、大きな大学の場合、学校基本調査の調査事項が変更されると、これに合わせて業務システムを変更する必要があるため、報告者負担軽の軽減の観点から、文部科学省において調査回答用のプログラムを開発して各大学に配ってもらいたい。

# エ 「6 平成24年調査の実施に係る調査計画の変更(軽微変更)時の「今後の課題」への 対応状況」

・ 今回は、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を行わないとのことだが、 就業形態の多様化が非常に進んできている現状に鑑みれば、学校卒業後の就業形態が正 規職員か非正規職員かについては、卒業した学校種にかかわらず非常に重要である。し たがって、中学校卒業者の就業形態の正規・非正規別の把握を、是非、再検討していた だきたい。

#### (2) 個別論点の質疑

# 「(2) 地方公共団体の行政ニーズに対応した統計表の新設に伴う変更」

・ 地方公共団体の行政ニーズに対応し、これまで全国及び都道府県別表章により作成 してきた統計を市町村別表章により作成するとのことだが、そうした場合、人口規模 の小さな市町村では報告者が特定されるおそれがある。近年、情報保護に関する意識 は個人や世帯のみならず組織においても非常に強くなっているので、報告者が学校と いえども、この点に関し細心の準備と注意を払われることをお願いする。

#### (3) 答申案について

「(2)調査票「学校調査票(幼保連携型認定こども園)の新設」

- ア 「8 職員数」及び「今後の課題の(1)こども園票の「職員数」における非常勤職員の把握について」
  - ・ 「8 職員数」における非常勤職員の把握に関する記述において、対応時期に関し「今後」との表現が使用されているが、当該把握については、できるだけ前向きかつ

早急に対応する必要があることから、そうした趣旨が明確になる表現にすべきである。

- ・ 非常勤職員の把握については、平成30年度調査の実施までに対応するとのことだが、 他の課題については、平成29度調査の実施までに対応というものもある。1年遅れる 理由として実態調査を実施する必要があることを挙げているが、納得できるよう説明 してほしい。
- ・ 「8 職員数」及び「今後の課題」において、課題に関する記述に「検討」という 表現が使用されているが、現基本計画の策定時に、「検討する」という文言はできるだ け少なくし、前向きな表現に変える必要があるとの議論があった。このため、「検討」 という表現は削除したほうがいい。
- ・ 「検討する」という表現を使用した場合、検討の結果、課題に対応しないとの結論 がでる場合もあるので、「検討」ではなく、何年度を「目指す」という表現にしたい。

# イ 「9 休職等教員数」、「10 産休代替等教職員数」及び「今後の課題の(2)「休職等教 員数」における休職等理由区分等の見直しについて」

・ 「9 休職等教員数」、「10 産休代替等教職員数」において、今後の課題の(2) の記述に合わせて、休職等理由区分に関し、「結核の削除」等の文言を入れる必要がある。また、今後の課題の(2)の「ワークライフバランスという考え方の進展」という表現は必ずしも適切でないため、「ワークライフバランスの政策的・社会的重要性を踏まえる」に変更すべきである。

#### 「(3)調査事項の主な変更」

- 「学校調査票(大学)学部学生内訳票」及び「今後の課題の(3)「年齢別入学者数」の 年齢階級区分の細分化等について」
  - ・ 「今後の課題の(3)「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等について」中の 2カ所の「検討」は削除し、表現を修正すべきである。

#### 6 次回予定

引き続き答申案の審議をするため、次回部会を平成26年7月4日(金)10時から総務省第2 庁舎6階特別会議室において開催することとされた。



総 政 企 第 85 号 平成26年5月12日

統計委員会委員長 西村 清 彦 殿

総 務 大 臣 新 藤 義



諮問第66号 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定 の変更について(諮問)

標記について、平成26年4月21日付け26文科生第89号により文部科学大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

あわせて、基幹統計の指定の変更に当たり、同法第7条第3項において準用する同条第 1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

# 1 諮問事項

基幹統計調査である「学校基本調査」(以下「本調査」という。)の平成27年調査の実施に当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

あわせて、統計法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、基 幹統計である「学校基本調査」の指定の変更(名称の変更)を行うこと。

#### 2 変更の概要

## (1) 学校基本調査(基幹統計調査)の変更

#### ア調査対象の範囲

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号)の改正法が、早ければ平成 27 年 4 月から施行される ことにより、教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定 こども園(以下「新幼保こども園」という<sup>(注)</sup>。)が創設されることとなる。こ の新幼保こども園は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 6 条に規定する 「法律に定める学校」の一つに位置付けられることから、調査対象に追加する。

(注) 現行の幼保連携型認定こども園は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく幼稚園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所が並設された形の施設であり、新幼保こども園のような単一の法律に基づく施設ではない。なお、現行の幼保連携型認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正法の施行後は、新幼保こども園として認可があったものとみなされる。

#### イ 報告を求める事項

#### (ア) 「学校調査票(幼保連携型認定こども園)」の新設

早ければ平成 27 年度に新たに創設される新幼保こども園の教職員や在園者等の実態を把握するため、新たな調査票として「学校調査票(幼保連携型認定こども園)」を新設する。

#### (イ) 「学校施設調査票(高等学校等)」の変更

新幼保こども園の施設の概要を把握するため、学校施設調査票(高等学校等)の「学校種別」の選択肢として「幼保連携型認定こども園」を追加するとともに、新幼保こども園の設置者の一つとして社会福祉法人が認められているため、「私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の設置者別」の選択肢として「社会福祉法人立」を追加する。

変更内容	変更後	現行
学校種別の選択肢の追加	1 小学校	1 小学校
	2 中学校	2 中学校
	3 高等学校	3 高等学校
	4 特別支援学校	4 特別支援学校
	5 幼稚園	5 幼稚園
	6 専修学校	6 専修学校
	7 中等教育学校	7 中等教育学校
	8 幼保連携型認定こども園	(新設)
私立の幼稚園又は幼保連携	1 学校法人立	1 学校法人立
型認定こども園の設置者別	2 社会福祉法人立	(新設)
の選択肢の追加	<u>3</u> その他の法人立	<u>2</u> その他の法人立
	<u>4</u> 個人立	<u>3</u> 個人立

# (ウ)「学校調査票(大学)学部学生内訳票」及び「学校調査票(短期大学)本 科学生内訳票」の変更

「学校調査票(大学)学部学生内訳票」及び「学校調査票(短期大学)本科学生内訳票」において、大学学部等への社会人学生及び外国人留学生の入学状況を把握するため、入学者数について、高校卒業年次別の把握から年齢別の把握に変更するとともに、内数として留学生を把握する調査項目を追加する。

また、現在、経済協力開発機構(OECD)では、次期の国際教育標準分類 (ISCED)の開発のため、加盟国における高等教育段階での入学志願者に関する調査が検討されていることから、当該調査が実施された場合に十分に対応できるよう「学校調査票(大学)学部学生内訳票」に学科別入学志願者数を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
入学者に関す	• 年齢別入学者数	· <u>入学状況</u>
る調査項目	17 歳以下	平成27年3月高校卒
(把握区分)	18 歳	平成 26 年 3 月高校卒
の変更	(略:19~28歳まで1歳ごと)	平成 25 年 3 月高校卒
	29 歳	平成24年3月高校卒
	30~34 歳	平成23年3月以前高校卒
	(略:35~54歳まで5歳ごと)	
	55~60 歳	
	61 歳以上	
	※本科学生内訳票では更に昼間・夜間別で把	
	握	
入学者に関す	<ul><li>・留学生</li></ul>	(新設)
る調査項目の	<u>男</u>	
変更(内数の	<u>女</u>	
追加)	※本科学生内訳票では更に昼間・夜間別で把	
	握	
入学者に関す	· <u>学科別入学志願者数</u>	(新設)
る調査項目の	<u>男</u>	
変更(学科別	<u>女</u>	
志願者数の追		
加)		
※学部学生内		
訳票のみ		

# (エ)「学校経費調査票 A」の変更

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)の改正により、地方公共団体から国立大学法人への寄付金の支出が可能となったため、「学校独自の収入」の項目である「5 寄付金収入・産学連携等研究収入」の内訳の区分として「5のうち、地方公共団体からの寄付収入(国立大学法人のみ)」を追加する。

また、公立大学法人への補助金については、国及び都道府県のほか、市町村からも支出されており、その実態を把握するため、「公立学校の補助金」の区分として「市町村」を新たに追加する。

変更内容	変更後	現行	
「寄付金収	・学校独自の収入	・学校独自の収入	
入・産学連携	1 授業料	1 授業料	
等研究収入」	2 入学金・検定料(入学試験料)	2 入学金・検定料(入学試験料)	
の内訳区分の	3 附属病院収入	3 附属病院収入	
追加	4 農場,演習林収入	4 農場,演習林収入	
	5 寄付金収入・産学連携等研究収入	5 寄付金収入・産学連携等研究収入	
	5のうち、地方公共団体からの寄付収	(新設)	
	入(国立大学法人のみ)		
	6 その他の収入	6 その他の収入	
「公立学校の	<ul><li>・公立学校の補助金</li></ul>	<ul><li>・公立学校の補助金</li></ul>	
補助金」の区	国	国	
分の追加	都道府県	都道府県	
	市町村	(新設)	

# (オ) 「卒業後の状況調査票(高等学校 全日制・定時制)」及び「卒業後の状況調査票(中等教育学校 前期課程・後期課程(全日制・定時制))」の変更

高等学校等の卒業生の就業形態をより詳細に把握するため、「状況別卒業者数」の「E 就職者」及び「(再掲)左記 A, B, C, D のうち就職している者」欄について、「正規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」に分割する。

変更内容	変更後	現行
「就職者」に	• 状況別卒業者数	• 状況別卒業者数
係る調査項目	(略)	(略)
の変更	E 就職者	E 就職者
	正規の職員・従業員、自営業主等	(新設)
	正規の職員等でない者(雇用契約が1年	
	以上かつフルタイム勤務相当の者)	
	F 一時的な仕事に就いた者 <u>(雇用契約が1年</u>	F 一時的な仕事に就いた者
	未満又は短時間勤務の者)	
	(略)	(略)
	(再掲) 「左記 A,B,C,D のうち就職している	(再掲) 「左記 A,B,C,D のうち就職して
	者」	いる者」
	正規の職員	<u>A のうち</u>
	正規の職員等でない者	<u>B のうち</u>
		<u>C のうち</u>
		<u>D のうち</u>

# (カ) 「卒業後の状況調査票(特別支援学校 中学部)」及び「卒業後の状況調 査票(特別支援学校 高等部)」の変更

特別支援学校中学部の卒業者のうち、障害者支援施設等の入所者の中には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく就労系支援事業を利用することにより、就労しているとみなすことが可能な者もいることから、こうした者の就労状況を把握するため、「障害者支援施設等」の入所者の内訳として「就労系支援事業利用者」を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
「障害者支援	・左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者	・左記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者
施設等」の入	児童福祉施設	児童福祉施設
所者に係る調	障害者支援施設等	障害者支援施設等
査項目の変更	うち就労系支援事業利用者	(新設)
	医療機関	医療機関

## ウ 報告を求める期間

初等中等教育機関の調査票の提出期日は、「調査期日以降6月25日までの間で都道府県知事又は市町村長が定める期日」であるが、平成23年3月の東日本大震災の発生に伴い、甚大な被害のあった岩手、宮城及び福島の東北3県のみは、報告者(小学校長等)及び実査機関(市町村等)への震災の影響等に鑑み、平成23年調査以降、当該期日を「8月1日以降10月31日までの間で都道府県知事又は市町村長が定める期日」と他の都道府県よりも遅い時期としていた。

しかしながら、現時点では本調査の実査への震災の影響は解消されたため、 平成 27 年調査から、当該提出時期について、東北 3 県も他の都道府県と同一の 時期に戻すこととする。

#### (2) 学校基本調査(基幹統計)の指定の変更(名称変更)

「学校基本調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

この点を踏まえ、基幹統計である学校基本調査の名称を適切なもの(例:学校 基本統計)に変更する。

#### 3 特記事項

# (1) 平成 24 年調査の実施に係る調査計画の変更(軽微変更) 時の「今後の課題」に ついての検討状況

本調査については、平成24年調査の実施に係る調査計画の変更(軽微変更)に係る承認時(平成23年7月11日承認)において、近年の企業間競争の激化や就労意識の多様化等に伴い非正規雇用者が増加していることを踏まえ、若年者雇用問題の検討に資するデータを得る必要性が高いと判断し、中学校、中等教育学校

及び高等学校の卒業生の就業形態を正規・非正規別に把握することを「今後の課題」として付している。

これを踏まえ、文部科学省において検討を行った結果、今回の調査計画の変更において、中等教育学校及び高等学校の卒業生については、就職者数を正規・非正規別に把握できるよう変更することとしている(2(1)イ(オ)参照)。一方、中学校の卒業生については、その大部分が高等学校に進学し、就職する者は極めて少数であることから、正規・非正規別の把握は行わないこととしている。

こうしたことから、近年の就業構造の変化等を踏まえ、中学校の卒業生に係る正規・非正規別の把握の必要性について精査する必要がある。

# (2) 新幼保こども園を対象とする他の統計調査との関係

新幼保こども園は、教育と保育を制度的に一体として提供する施設であることから、学校であると同時に児童福祉施設の性格も有しており、社会福祉施設等調査(厚生労働省所管の一般統計調査)においても調査対象となる予定である。

このため、両調査の調査目的や調査期日が異なるものの、報告者が両調査に回答する際の負担軽減について、その負担状況も踏まえつつ、文部科学省と厚生労働省の連携による方策を検討する必要がある。

# 学校基本調査の概要 (現行)

# 調査の概要

# 〇 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項(学校数、在学者数、教職員数等)を明らかにする。

# 〇 調査の周期

昭和23年以降毎年実施しており、平成27年調査は68回目に当たる。

# 〇 調査の期日

毎年5月1日現在。ただし、「卒業後の状況調査」は前年度卒業者について調査

#### 〇 調査の対象

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校等(幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学 校(約56,700校。全数))及び市町村教育委員会(約1700。全数)

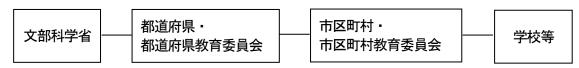
# 〇 調査事項

学校数、学級数、幼児・児童・生徒又は学生の数、教職員数、入学者数、卒業者数、卒業後の状況、不就学学齢児童生徒数、学校施設、学校経費 等 (調査に使用する調査票は「学校調査票(小学校)」等 28 票)

#### 〇 調査方法

郵送又はオンラインによる自計報告

#### 〇 調査の流れ



#### 〇 利活用状況

- 学校教育行政に関わる施策の実施・検討のための基礎資料
- ・学級編制、教職員定数の設定等、全国的な基準の設定・見直しのための基礎資料
- 中央教育審議会の資料、地方交付税の算定基礎等



# 近年の重要課題(新たなニーズ)

認可保育所に入れない待機児童の増加、非正規雇用の増加等の社会情勢の変化や「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)に基づく社会人教育の推進や外国人留学生の受入れの促進等の課題に対応する観点から、新たに創設される幼保連携型認定こども園や学校の在学生等の実態を詳細に把握すること等のため、調査内容について所要の見直しを行う。



# 平成 27 年学校基本調査の主な見直しのポイント

## 〇 調査票の新設

・ 早ければ平成27年4月に新たに創設される幼保連携型認定こども園の実態(教員数、職員数、学級別年齢別在園者数等)を把握するため、学校調査票(幼保連携型認定こども園)を新設

## 〇 調査事項の変更

- ・ 大学学部等への社会人学生及び外国人留学生の入学状況を把握するため、「年齢 別入学者数」及び「留学生の入学者数」を追加
  - [学部学生内訳票等]
- ・ 高等学校等の卒業生の就業形態をより詳細に把握するため、「就職者」数を「正 規の職員・従業員、自営業主等」と「正規の職員等でない者」に分割 〔卒業後の状況調査票(高等学校 全日制・定時制)等〕
- ・ 特別支援学校中学部の卒業者のうち、障害者支援施設等の入所者の中には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく就労系支援事業を利用し就労している者がいることから、こうした者の就労状況を把握するため、「障害者支援施設等」の内数として「就労系支援事業利用者」を追加

[卒業後の状況調査票(特別支援学校 中学部)]

・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)の改正により地方公共団体から国立大学法人への寄付金の支出が可能となったことから、「寄付金収入・産学連携等研究収入」の内訳として「地方公共団体からの寄付収入(国立大学法人のみ)」を追加

〔学校経費調査票 A〕

・ 公立大学法人では、市町村から補助金を受けているケースがあることから、その実態を把握するために、「公立学校の補助金」の内訳として「市町村」を追加 〔学校経費調査票 A〕

# 学校基本調査結果の利用状況

# 行政上の施策への利用

# 1 学校教育行政の施策・制度設計における利用

- ・中央教育審議会各部会の基礎資料(学校数・在学者数・教職員数・卒業後の状況等)
- ・「教育振興基本計画」 (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) において、「高等学校新卒 率」や「教員一人当たりの学生数」を利用。
- ・市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)、公立義務教育諸学校の 学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和 33 年法律第 116 号)等の学級 編制、教職員定数の設定等、全国的な基準設定・見直しのための検討資料
- ・義務教育国庫負担金、幼稚園就園奨励費補助、公立学校施設整備費補助、私立大学等経常費補助などの私学助成の参考資料

# <u>2 他の統計調査の標本設計における利用</u>

・学校保健統計調査、学校教員統計調査及び大学等の就職内定状況等調査の標本設計 に当たり、母集団情報を提供。

# 白書等における分析での利用

- ◆ OECDによる国際統計の「後期中等教育卒業率」、「高等教育進学率」等の算出
- ◆「子ども・若者白書」(内閣府)
  - 生徒指導主事、進路指導主事の人数等
- ◆「高齢社会白書」(内閣府)
  - 大学院の社会人学生数の推移等
- ◆「男女共同参画白書」(内閣府)
  - 大学・大学院・短期大学の本務教員総数に占める女性の割合等
- ◆「文部科学白書」(文部科学省)
  - ・学校数、在学者数、教員数、入学者数、卒業者・修了者数、就学率・進学率、就職率、 学校建物面積などの基礎資料等

# その他

- ・地方交付税法(昭和25年法律第211号)における基準財政需要額の算定資料 (小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専門学校・大学の学校数、学級数、 在学者数、教職員数等)
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)を制定する際の参考 資料

(高等学校等進学率等)

-	1	0	-
---	---	---	---

# 新たな幼保連携型認定こども園の概要

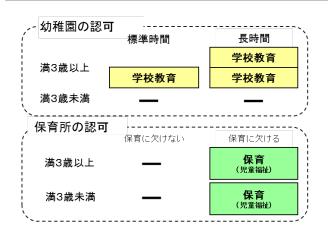
#### 背景

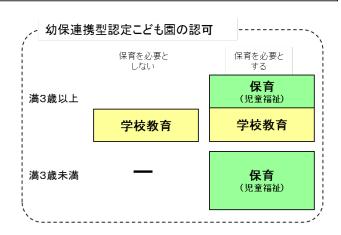
幼児期の教育及び保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めるため、平成24年8月、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)を一部改正(平成27年4月施行予定)

#### 機能 (特徴)

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

  - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供
    - また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供
  - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供
  - ※ 満3歳未満児の受入れの義務付けはないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。
- O 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置付ける。
  - ※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。
  - ※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。
- 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする(既存の 幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。)。





#### その他

財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で 一本化(消費税を含む安定的な財源を確保)